

勧告書の手交にあたって

委員長談話（令和5年9月21日）

本委員会は、公正中立な第三者機関として、人事院、北海道人事委員会等と共同で、市内民間事業所の給与等の実態について、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の790事業所から層化無作為抽出した164事業所を対象として調査を実施したところであります。

それにより、公民給与を比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を1.00%、3,490円上回っていること、特別給については民間の年間支給割合が職員の平均年間支給月数を0.08月上回っていることなどが認められました。

これを踏まえ、月例給については、公民較差の結果などから、行政職給料表について、若年層に重点を置いた給料月額の上昇を勧告いたします。

そのほか、医師職を支給対象とする初任給調整手当の限度額の上昇についても勧告いたします。

次に、特別給についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当を0.10月分引き上げるよう勧告いたします。

この勧告が実施されることにより、給料月額、期末・勤勉手当ともに2年連続の上昇となり、職員の年間給与についても2年連続の増加となります。

このことは、限られた人員で様々な行政課題に対応するため、日々の職務に精励している職員にとって、更なる士気の高揚につながると思います。

本委員会としては、全ての職員が、自らに与えられた使命を十分認識し、誇りとやりがいを持って、職務にまい進されることを期待するところであります。

市議会及び市長におかれましては、人事委員会による勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告の意義と、市政各分野において、多くの職員が市民生活を支えていることについて深いご理解を賜りたいと存じます。